

東やまと傾聴ボランティア「メロディー」活動範囲拡大の
試行について

東やまと傾聴ボランティア「メロディー」規約（以下、「規約」という。）
第2条（目的）に定める傾聴活動の対象地域について試行するものである。

1 傾聴の対象地域拡大

「東大和市在住の市民」と定めているものを「東大和市近郊に在住の者」と読み替える。

2 理由

市外の会員も存在しており、市外での活動が定められていないため。
また、活動可能な近隣の市町村からの依頼に対応するため。

3 有効期間

一定の期間が経過した後に効果について判断をし、当細則を廃止するか規約の改正をするまでとする。

附則：この細則は、令和6年4月20日より施行する。